

山梨県農政部Wiークリースタンス実施要領

1 趣 旨

建設産業の働き方改革への取組が進む中、公共工事の品質を確保するための中長期的な担い手の育成・確保が、受発注者共通の責務となっている。

Wiークリースタンスは、受発注者間において計画的に工事、業務を履行するためのルールを定め、お互いの業務環境を改善することにより、目的物の品質確保につなげるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の育成及び確保を目的とする。

この要領は、山梨県農政部が発注する工事、業務委託において、Wiークリースタンスを実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

2 対 象

- ・山梨県農政部が発注する全ての工事、業務委託
ただし、災害等の緊急を要する場合は除く。

3 実施内容

建設産業関係者の働き方の改善を図るため、以下の取組(Wiークリースタンス)を実施する。

- ① マンデー・ノーピリオド…月曜日又は休日明けを期限とする依頼を行わない
- ② フライデー・ノーリクエスト…金曜日又は休日前に作業依頼を行わない
- ③ イブニング・ノーリクエスト…勤務時間外及び休日に受注者への指示、依頼を行わない
- ④ オーバータイム・ノーコンタクト…勤務時間外及び休日に受注者への連絡を行わない
- ⑤ オーバーファイブ・ノーミーティング…業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時刻の設定をしない
- ⑥ ウェンズデー・ホーム…ノー残業デー(水曜日等)は定時に帰宅できるよう必要な対応を心がける
- ⑦ その他、受注者独自の取組も含め任意に設定
例：期限日は受注者の意見を聞いて設定する、長時間の電話は行わない等

4 Wiークリースタンスの進め方

- ・この取組は、受発注者間の工事、業務を進めるうえでの姿勢(スタンス)を示したものであり、現場等の条件や企業方針により、実施の判断や内容の変更等、柔軟性を持って行うものとする。
- ・実施にあたっては、工事、業務による特性を勘案し、実施項目を受発注者で確認・共有のうえ、施工(業務)計画書に取組内容を記載すること。

5 特別仕様書への記載

対象となる工事、業務は、別添「特別仕様書記載例」のとおり特別仕様書に明記しなければならない。

6 適 用

本要領は、令和7年12月1日以降に公告(指名競争入札においては指名通知)する工事、業務から適用する。

7 附 則

令和7年11月27日 策定